

事 業 主 様

電 設 工 業 健 康 保 険 組 合
理 事 長 北 爪 敬 治
(公 印 省 略)

「資格確認書」について

平素より当健康保険組合の事業運営に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より健康保険被保険者証(以下、「保険証」という。)の新規発行の廃止に伴い、今後は医療機関等を受診する際の健康保険の資格確認は原則、保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(以下、「マイナ保険証」という。)で行うこととなります。

しかしながら、マイナ保険証が使用できない方については、下記により「資格確認書」を交付いたします。「資格確認書」は現行の保険証と同じ取り扱いとなり、これを提示することにより従来どおり保険医療機関等を受診することができます。

なお、現在発行されている保険証は令和7年12月1日までが有効期限となります。

ご不明な点などは適用課までお問い合わせください。

記

1. 資格確認書の交付対象者

- ① マイナンバーカードを取得していない方
- ② マイナンバーカードを保有しているが保険証利用登録を行っていない方
- ③ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方（登録解除した方）、マイナンバーカード電子証明書の有効期限切れの方、マイナンバーカードを返納した方
- ④ マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者（以下、「要配慮者」という。）
- ⑤ マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ⑥ マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある場合等

なお、当組合で①、②及び③に該当した方は、申請をいただかなくても組合で資格確認書を交付いたします。（以下、「職権交付対象者」という。）

2. 資格確認書の交付

(1)令和6年12月2日以降に新規取得及び被扶養者に認定された方の場合

① 新規取得及び被扶養者の認定に基づく交付

資格確認書の交付対象者に該当する方は必ず、資格取得届及び被扶養者異動届（増）の届出の際、交付希望欄にチェックを入れてください。（新様式の届書は後日、送付いたします。）

② 職権による交付

- ①交付希望をしなかったが、職権交付対象者に該当する場合には、取得（認定）処理後に資格

確認書の交付を行います。送付には、処理後2カ月程度要します。

③ 資格確認書交付申請書による交付

上記1④、⑤及び⑥に該当し、資格確認書の交付を希望される場合は、資格確認書交付申請書を提出してください。

(2)令和6年12月1日現在、保険証が発行されている方の場合

① 令和6年12月2日から令和7年12月1日まで

上記期間について資格確認書の交付は行いません。ただし、保険証を滅失・き損した際には資格確認書を交付いたしますので、資格確認書交付申請書及び健康保険被保険者証滅失届を提出してください。

② 令和7年12月2日以降

職権交付対象者に、資格確認書の交付を行います。令和7年11月中に事業所へ送付する予定です。

なお、職権交付対象者以外で上記1に該当される場合は、資格確認書交付申請書を提出してください。

3. 資格確認書の有効期限

有効期限は、令和10年2月末までとなります。

4. 資格確認書の返納

以下の場合は資格確認書を組合に返納してください。

① 資格喪失したとき

② 上記1の①及び②の該当者がマイナ保険証を取得したとき

③ 資格確認書の記載内容の変更により新しい資格確認書が交付されたとき、旧資格確認書を返納してください。

5. 資格確認書の様式及び記載事項

(1)様式

- ・はがき大(別紙)

(2)記載事項

- ・氏名、性別、生年月日
- ・健康保険の記号・番号・枝番
- ・保険者番号、保険者名
- ・資格取得年月日、交付年月日
- ・有効期限

6. その他

資格確認書は、保険医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付いたします。念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

適用課 TEL 03-5970-0305